

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 3 月 25 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ミチシタコウギョウシヨ 株式会社 道下工業所

住所 大阪府松原市上田3丁目9番4号

代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ミチシタ アキラ 道下 彰

電話番号 072-331-1501

FAX番号 072-331-1502

メールアドレス m-akira@sage.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大海町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う市長	



指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 3 月 25 日

届出者 株式会社 道下工業所

〒580-0016

大阪府松原市上田3丁目9番4号

代表取締役 道下 彰



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ミチシタコウギョシヨ 株式会社 道下工業所		
住 所	〒580-0016 大阪府松原市上田3丁目9番4号		
フリガナ 代表者の氏名	ミチシタ アキラ 代表取締役 道下 彰		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の住所 事業所の住所	大阪府堺市美原区黒山66	大阪府松原市上田3丁目9番4号	
郵便番号	587-0002	580-0016	
電話番号	072-361-0658	072-331-1501	
FAX番号	072-361-8456	072-331-1502	
役員の氏名	道下 信行	死亡	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 3 月 25 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 道下工業所

住 所 大阪府松原市上田3丁目9番4号

代表者氏名 代表取締役 道下 彰



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



履歴事項全部証明書

大阪府松原市上田三丁目9番4号
株式会社道下工業所

会社法人等番号	1201-01-024484	
商号	株式会社道下工業所	
本店	大阪府堺市美原区黒山66番地	
	大阪府松原市上田三丁目9番4号	平成28年 1月18日移転 ----- 平成28年 2月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和34年6月9日	
目的	1. 上下水道工事の請負 1. 衛生暖冷房工事の請負 1. 水道器具の販売 1. 鉄製機械器具の修理加工 1. 土木工事の請負 1. 舗装工事の請負 1. 上記各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3万株	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の決議を要する。	
役員に関する事項	取締役 道下 彰	平成28年 8月31日重任 ----- 平成28年 9月20日登記
	取締役 道下 みはる	平成28年 8月31日重任 ----- 平成28年 9月20日登記

大阪府松原市上田三丁目9番4号
株式会社道下工業所

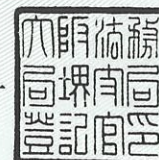
	取締役 道下 誠	平成28年 8月31日重任 ----- 平成28年 9月20日登記
	大阪府松原市上田三丁目9番4号 代表取締役 道下 彰	平成28年 8月31日重任 ----- 平成28年 9月20日登記
	大阪府堺市美原区さつき野東三丁目19番地1 代表取締役 道下 誠	平成28年 8月31日重任 ----- 平成28年 9月20日登記
	監査役 北山 直樹	平成28年 8月31日重任 ----- 平成28年 9月20日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成20年3月25日大阪府松原市上田三丁目9番4号から本店移転 平成20年 4月 4日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 2年 3月23日
大阪法務局堺支局
登記官

山 本 洋 一



定 款

株式会社 道下工業所

株式会社 道下工業所定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 道下工業所と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道工事の請負
2. 衛生暖冷房工事の請負
3. 水道器具の販売
4. 鉄製機械器具の修理加工
5. 土木工事の請負
6. 舗装工事の請負
7. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府松原市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4万株とする。



(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の決議を要する。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第 12 条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第 12 条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければ

ならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 19 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、3 名以上 7 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 23 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使するこ



とができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 25 条 会社法第 329 条第 2 項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 1 回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 27 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



(取締役会の決議等の省略)

第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 30 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 33 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 34 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 38 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(定款に定めのない事項)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。



以上 本書は、株式会社 道下工業所の定款に相違ない。

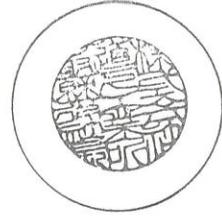
令和 2 年 9 月 25 日

大阪府松原市上田 3 丁目 9 番 4 号
株式会社 道下工業所
代表取締役 道下 彰



書 類

〒599-8123
大阪府堺市東区北野田1077-101
西井司法書士事務所
司法書士 西井 恭弘
TEL072 (230) 1556 番



委 任 状

大阪府堺市東区北野田1077番地 101号
司法書士 西井泰弘事務所
司法書士 西 井 泰 弘

私は、上記の者を代理人と定め、下記は一切の権限を委任する。

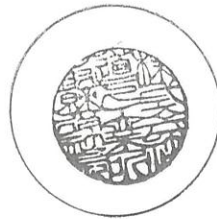
1. 下記の登記申請に関する一切の件
取締役及び代表取締役の変更

1. 復代理人選任の件ならびに必要な応じ原本還付請求受領の件

1. 登記申請の取下および登録免許税の現金還付または再使用証明の請求受領に関する一切の件

平成23年5月13日

大阪府堺市美原区黒山66番地
株式会社 道下工業所
代表取締役 道下 彰



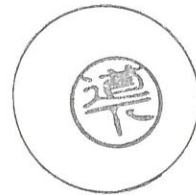
死 亡 届

貴社代表取締役及び取締役の道下信行は、病気により平成23年5月8日に死亡したので、お届けいたします。

平成23年5月10日

大阪府松原市上田3丁目9番4号

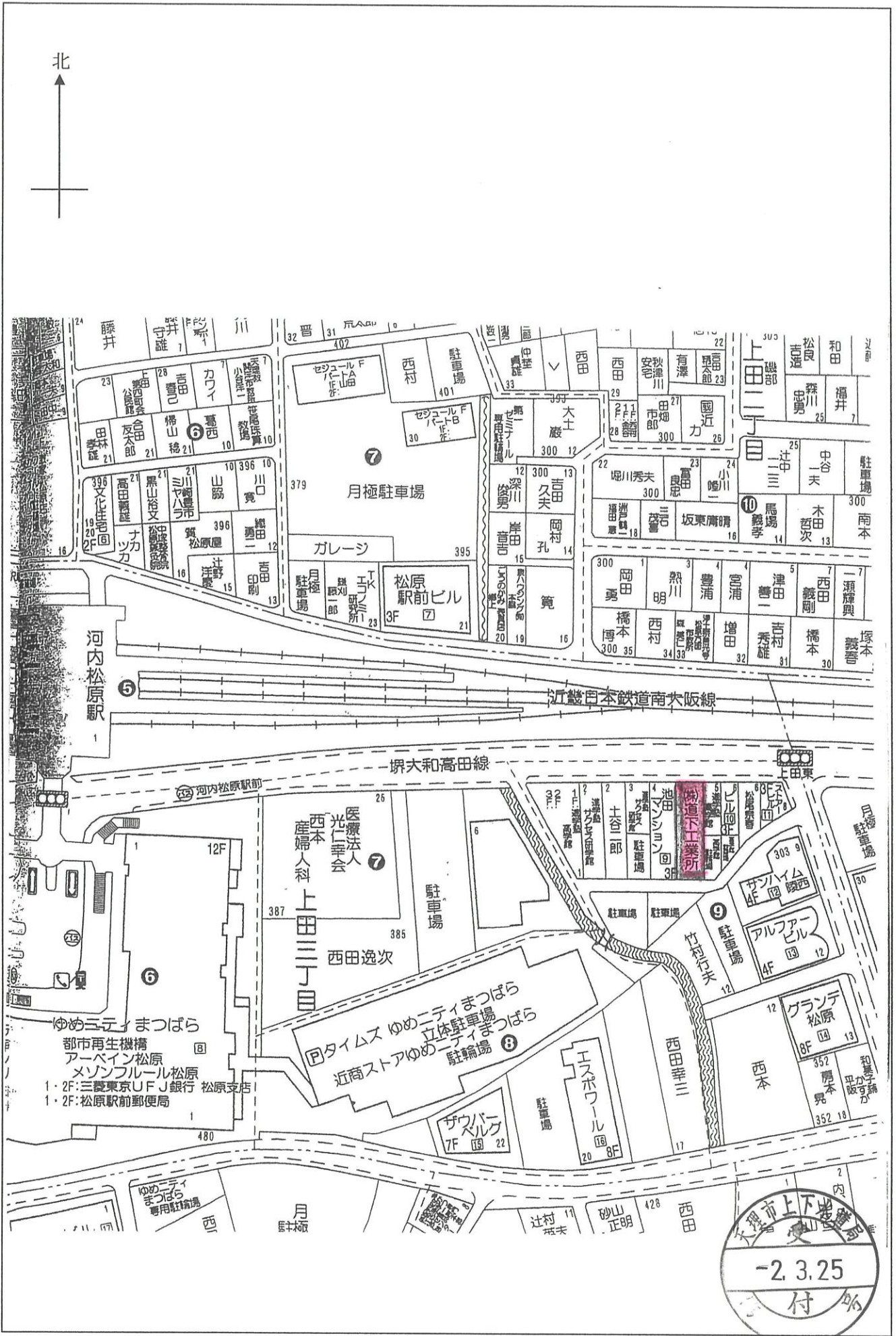
道下 彰



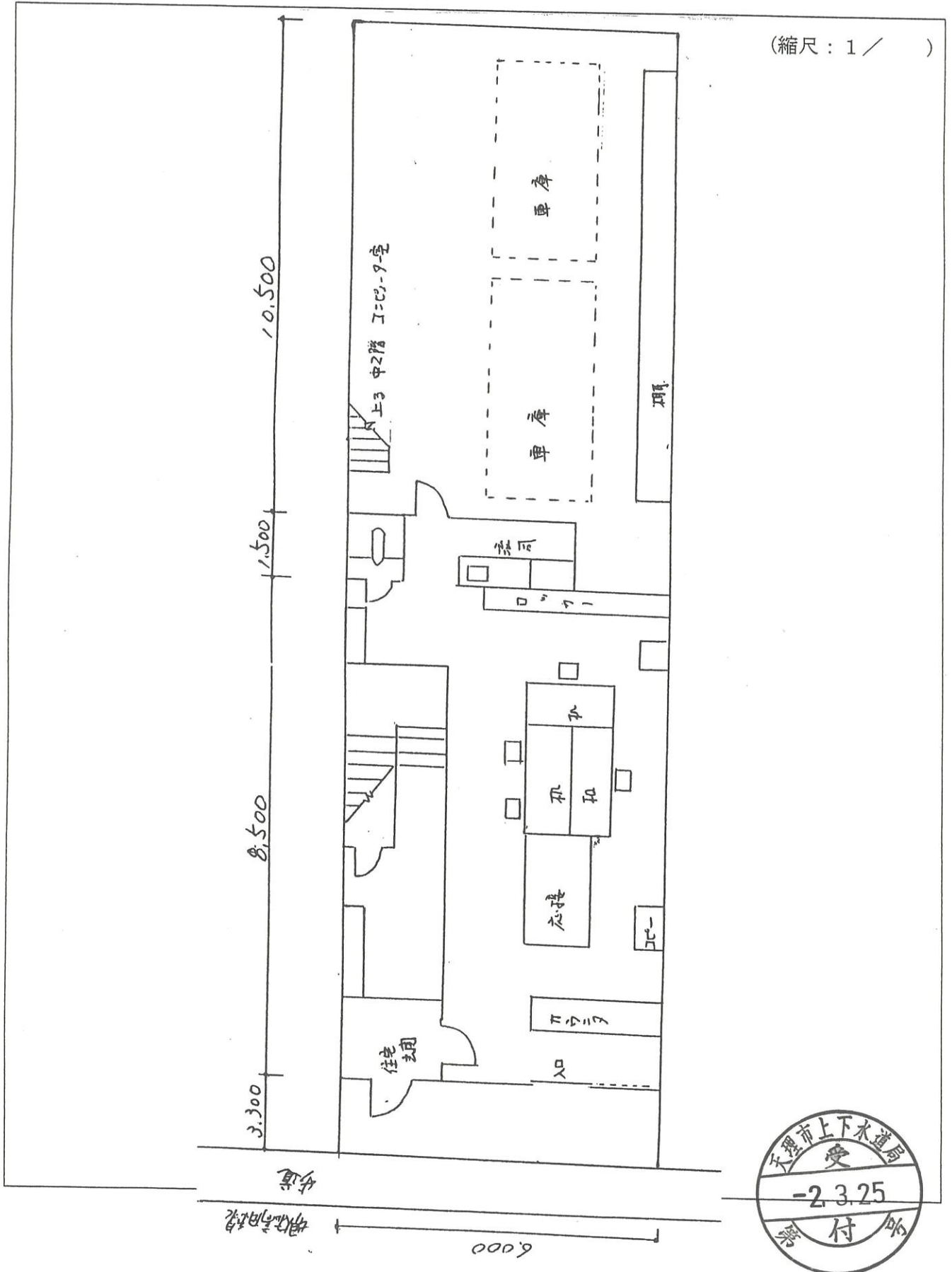
株式会社 道下工業所
代表取締役 道下 彰 御中



営業所付近の案内図



2- (3) 営業所の平面図 (各階ごとに、間取り・寸法を記入すること。)



営業所の名称	本店
所在地	松原市上田3丁目9番4号
電話番号	072-331-1501

1枚目：建物の全景

年 月 日撮影



2枚目：事務所の入口

年 月 日撮影



営業所の名称	本店
所在地	松原市上田3丁目9番4号
電話番号	072-331-1501

3枚目：事務所の入口

年 月 日撮影



4枚目：事務所内部

年 月 日撮影

